

令和8年度市民総合スポーツ大会実施要項

- 1 趣 旨 市民に日頃のスポーツ活動の成果を発揮する場を提供し、日常的なスポーツ活動の定着を図り、生涯スポーツの推進と競技力の向上を目指し、明るく豊かで活力ある市民生活に寄与することを目的とする。
- 2 主 催 新発田市、新発田市スポーツ協会
- 3 主 管 新発田市スポーツ協会加盟各団体
- 4 期 間 令和8年9月20日から令和8年11月3日まで
- 5 内 容 (1) 競技種目、実施日、会場、申込締切は下表のとおり。
(2) 総合開会式は実施しない。競技種目ごとに開会式を実施する場合は各会場で行う。
(3) 競技方法等については、競技種目別実施要項による。

No	競技名	実施日	会場	申込締切
1	バドミントン	10月25日(日)	サン・ビレッジしばた	9月25日(金)
2	バレーボール	10月10日(土)	豊浦体育センター	9月27日(日)
3	バスケットボール	10月12日(月・祝)	サン・ビレッジしばた	9月13日(日)
4	卓球	10月17日(土)	サン・ビレッジしばた	9月20日(日)
5	陸上競技	10月10日(土)	五十公野公園陸上競技場	要項を確認してください
6	剣道	9月21日(月・祝)	新発田市カルチャーセンターアリーナ	8月31日(月)
7	柔道	10月12日(月・祝)	新発田市カルチャーセンター柔道場	9月27日(日)
8	弓道	10月11日(日)	新発田市弓道場	9月27日(日)
9	ソフトテニス 中学生の部	10月12日(月・祝) 予備日 10月25日(日)	五十公野公園テニスコート サン・スポーツランドしばたテニスコート	9月30日(水)
	ソフトテニス 一般・高校生の部	10月03日(土) 予備日 10月24日(土)	五十公野公園テニスコート サン・スポーツランドしばたテニスコート	9月30日(水)
10	テニス	10月11日(日) 予備日 10月18日(日)	五十公野公園テニスコート サン・スポーツランドしばたテニスコート	9月27日(日)
11	体操(新体操)	10月03日(土)	本丸中学校	9月13日(日)
	体操(器械体操)	10月03日(土)	新発田市カルチャーセンター	9月13日(日)
12	空手道	11月03日(火・祝)	加治川地区体育館	10月9日(金)
13	ゴルフ	10月12日(月・祝)	新発田城カントリー倶楽部	9月27日(日)
14	サッカー	10月11日(日) 10月12日(月・祝)2日間	五十公野公園陸上競技場	9月20日(日)
15	ゲートボール	10月03日(土) 予備日 10月04日(日)	中井屋外広場	9月6日(日)
16	ソフトボール	10月11日(日) 予備日 10月12日(月・祝)	サン・スポーツランド多目的グラウンド 下高関河川敷運動公園	9月20日(日)
17	グラウンド・ゴルフ	9月20日(日)	新発田中央公園人工芝グラウンド	8月30日(日)
18	ソフトバレーボール	9月20日(日)	新発田市カルチャーセンター	8月30日(日)
19	バウンドテニス	10月12日(月・祝)	新発田市カルチャーセンター	8月30日(日)

6 参加資格

- (1) 原則として新発田市内に在住又は在勤、在学する者とする。
- (2) 年齢基準は、令和8年3月31日現在とする。
- (3) その他、競技種目ごとに定める参加資格による。

7 参加料

原則として参加料は無料とする。但し、競技種目により異なる。

8 申込方法

競技種目別実施要項に定める参加申込方法による。

申込締切期日は各競技種目により異なるため、競技種目別実施要項を確認すること。

9 組み合わせ

競技種目別主管団体が行う。

10 表彰

競技種目別ごとに1位から3位までに賞状を授与する。但し、競技種目により異なる。

11 その他

- (1) 屋外競技における悪天候時の実施の可否については、競技種目別主管団体が協議し、決定する。その結果は、が参加者・チームに周知する。
- (2) 熱中症など気象状況による事故を防止するため、参加者は各自水分補給や休憩を積極的に行うこと。競技種目別主管団体は必要に応じて休憩時間の確保等の措置を講じるが、体調管理は参加者自身の責任において行うこと。
- (3) 出場規定に違反した場合は、その時点で選手又はチームを失格とする。
- (4) 指定された場所以外での喫煙・飲食はしないこと。
- (5) ゴミは各自必ず持ち帰ること。
- (6) 貴重品は各自責任を持って管理すること。
- (7) 会場敷地内での事故等については一切の責任を負いかねます。
- (8) 主催者が加入する保険は傷害保険であり、対人・対物の賠償責任は対象外です。原則個人あるいはチームの責任において保険加入を行ってください。
- (9) 大会中に事故があった場合には応急処置を行います。その後の責任は参加者の負担とします。大会中の怪我により医療機関を受診し、主催者が加入する傷害保険の適用対象となる場合、以下の補償範囲内で対応しますので、速やかに大会事務局までお申し出ください。

傷害保険補償項目

死亡・後遺障害	1名あたり	700 千円
入院保険金日額	1名あたり	1,000 円
通院保険金日額	1名あたり	500 円

- (10) 参加申込みの際に取得する氏名、住所、電話番号等の個人情報、大会運営（参加者名簿の作成、組み合わせ、緊急連絡等）の目的の範囲内で使用し、法令に定める場合を除き、本人の同意なく目的外に使用又は第三者に提供することはありません。
- (11) 参加者の氏名及び所属団体名等については、大会結果とあわせて新発田市スポーツ協会ホームページ等で公表するとともに、大会の様子を撮影した写真を同協会広報誌やホームページ等に使用することがあります。公表を望まない場合は、事前に大会事務局までお申し出ください。
- (12) 本要項に定めのない事項又はこの要項の解釈に疑義が生じた場合は、主催者が協議のうえ、決定する。